



METI

Ministry of Economy, Trade and Industry

日本の安全保障貿易管理制度

経済産業省

貿易経済協力局 安全保障貿易管理政策課 課長

西村 秀隆 (Nishimura Hidetaka)

- 1. 安全保障貿易管理の重要性**
2. 日本の安全保障貿易管理の歴史と教訓
3. 日本の安全保障貿易管理制度の概要
4. 日本の投資管理制度の概要
5. 大学を通じた技術流出の懸念への対処

国際連合安全保障理事会決議 1540

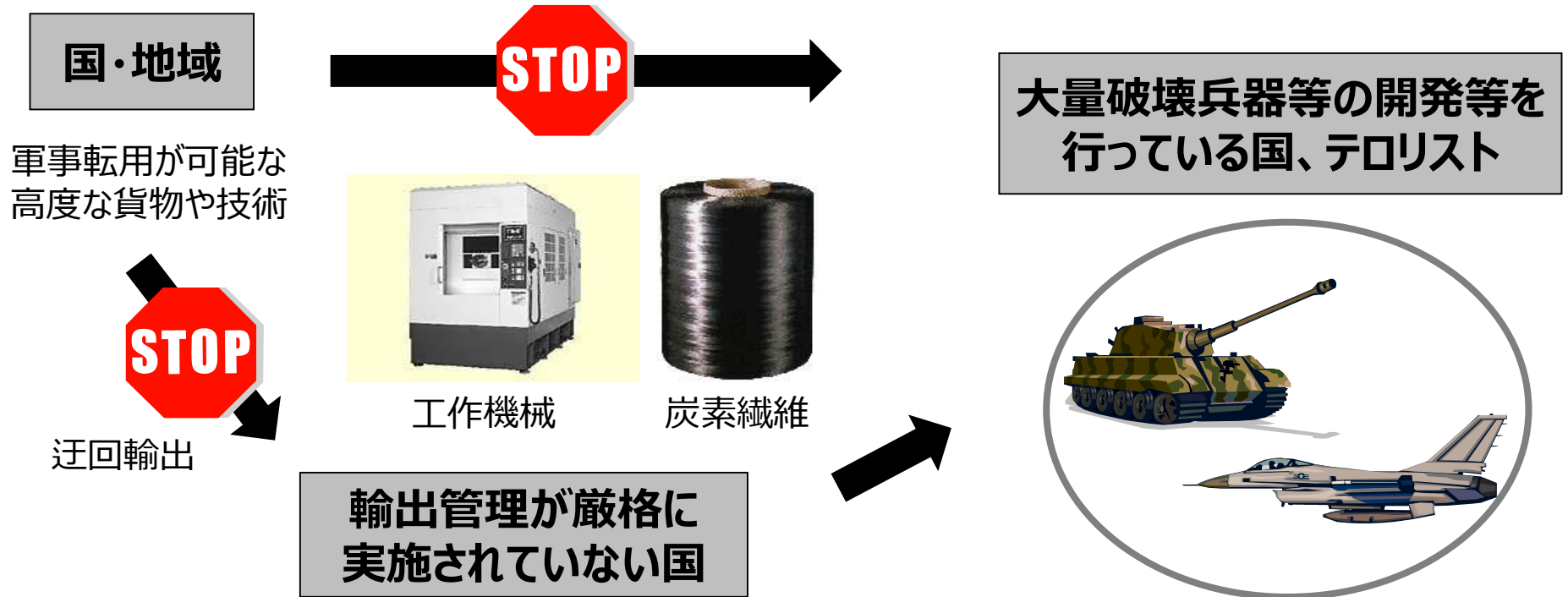
各締約国は、

- 核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も提供することを差し控えること。
- 自らの国内手続に従って、いかなる非国家主体も、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用並びにこれらの活動に従事することを企てること、共犯としてこれらの活動に参加すること、これらの活動を援助又はこれらの活動に資金を供することを禁ずる適切で効果的な法律を採択し執行すること。
- 輸出、通過、積換及び再輸出を管理する適切な法令、資金供与及び拡散に貢献する輸送といったそのような輸出及び積換に関連する資金及び役務の提供に対する管理並びに最終需要者管理の確立を含め、そのような品目に対する適切で効果的な防護措置、国境管理及び法執行の努力を策定する他、国内的輸出及び積換管理を確立し、発展させ、再検討し維持すること。

※同決議は締約国のすべき義務のアウトラインであり、どのように実施する義務のアウトラインではない。
実施様態は各締約国に委ねられている。

安全保障貿易管理とは

- 高度な貨物や技術が、大量破壊兵器や通常兵器の開発を行っている国・地域やテロリストに渡った場合、国際的な脅威となり、国際情勢が不安定化する恐れがある。
- 懸念国やテロリストによる大量破壊兵器関連貨物・技術の調達活動は、第三国を経由した迂回輸出などのように、巧妙化している。
- これらを未然に防ぐため、国際輸出管理レジームによる厳格な貿易管理が推進されている。非参加国においてもこれに準拠した取り組みを行うことが必要である。



国際輸出管理レジーム

	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理 レジーム)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
1. 規制対象品目	<u>(1) 原子力専用品・技術</u> ①核物質 ②原子炉・付属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④ウラン濃縮・再処理等プラント <u>(2) 原子力関連汎用品・技術</u>	<u>(1) 化学兵器</u> ①化学剤 ②化学兵器汎用製造設備 <u>(2) 生物兵器</u> ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	<u>(1) 大型のミサイル・無人航空機</u> <u>(2) 小型のミサイル・無人航空機、関連資機材・技術</u>	<u>(1) 武器</u> <u>(2) 汎用品</u> ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連 等
2. 発足年 (日本の参加)	1978年 (同年)	1985年 (同年)	1987年 (同年)	1996年 (同年)
3. 参加国数	48カ国	42カ国+EU	35カ国	42カ国
4. 参加国	<p><ホワイト国> アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国</p>			
	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、トルコ ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン ブラジル、メキシコ、 中国 南アフリカ	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ ウクライナ メキシコ インド	アイスランド、トルコ、 ロシア、ウクライナ ブラジル インド 南アフリカ	クロアチア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ、 ロシア、ウクライナ メキシコ インド 南アフリカ

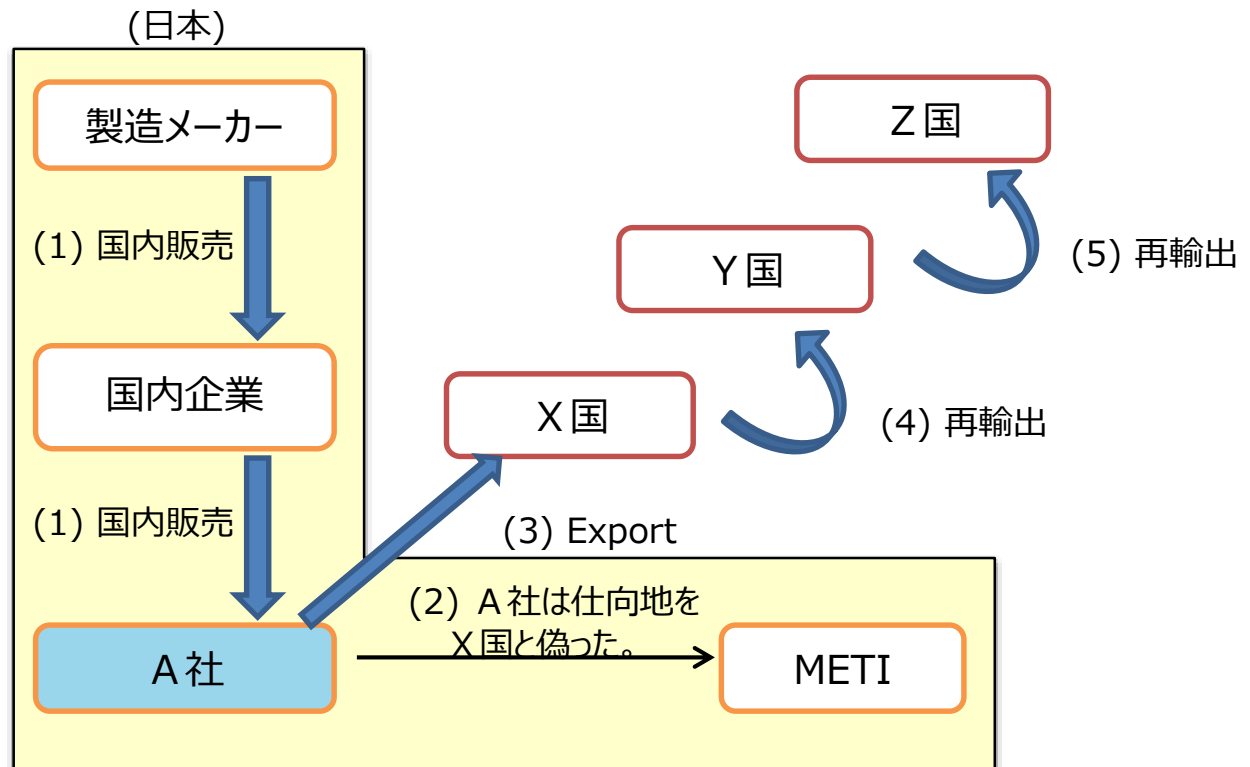
ホワイト国：輸出管理を厳格に実施していると認められることから、円滑な輸出許可手続が可能な輸出相手国。

調達活動の多様化

- 近年、多くの国が戦略的貿易管理制度を構築しているが、第三国を経由した迂回輸出、フロントカンパニーを使用した情報改ざんなど、企業の調達活動は多様化している。
- 2017年2月の安全保障理事会専門家パネルにおいて、①北朝鮮による制裁逃れは規模、範囲、巧妙さを増している。②北朝鮮外交官等が中核となり、第三国の代理人やフロント企業を活用し、モノ、ヒト、カネを動かしている。③武器や鉱物の貿易を継続し、国際的な金融システムを引き続き利用している。④寄港禁止措置も回避していると指摘された。

〔虚偽申告・迂回輸出の事例〕

- 2010年1月にA社は炭素繊維をX国経由しY国に輸出。A社は仕向地をX国と偽り輸出許可を取得せずに貨物を輸出。
- 経済産業省は2015年6月、A社に対し100万円、従業員に対し100万円の罰金を科した。
- 経済産業省は、2016年1月にA社に対し全ての地域への輸出を4ヶ月間禁止する行政制裁を科した。



1. 安全保障貿易管理の重要性
- 2. 日本の安全保障貿易管理の歴史と教訓**
3. 日本の安全保障貿易管理制度の概要
4. 日本の投資管理制度の概要
5. 大学を通じた技術流出の懸念への対処

安全保障貿易管理に関する日本の経験

- 日本は、1949年に外国為替及び外国貿易管理法（FEFTA）を制定し、法に基づく安全保障貿易管理を始めた。
- 日本の製造事業者が、輸出規制対象となっている製品について、虚偽の申請をして不正に輸出したことが判明し、日本製品の不買運動につながった。不正輸出をした製造事業者等の役員は退陣し、その後株主から訴訟を受けるなど、大きな損害を被った。

- 1949年 外国為替及び外国貿易法の施行
- 1952年 戦略的物資輸出調整委員会 (COCOM) に参加



FEFTAに基づき輸出管理を実施



- 1987年 **日本の工作機械がCOCOM規制対象国に不正に輸出される**

- ✓ 日本の信用失墜
- ✓ 製造事業者等の役員交代
- ✓ 株主代表訴訟



(1987年毎日新聞夕刊)

事件後の取組

- この事件以後、日本政府は安全保障貿易管理制度を抜本的に強化した。

経済産業省の取組

- ✓ 輸出管理の審査官を倍増した。
- ✓ 外為法を改正し、懲役期間の延長や時効期間の延長など罰則を強化した。
- ✓ 内部コンプライアンスプログラム（ICP）や立入検査も強化した。

企業の取組

- ✓ ICP導入による厳格な輸出管理を実施した。
- ✓ エンドユーザーの転売を防止する対策（再配置検出装置など）を導入するなど、自主的な輸出管理を強化した。



**信頼の
回復へ**

安全保障貿易管理の重要性

- ✓ **国際社会の安全保障を確保するため、安全保障貿易管理は重要である**
 - 厳格な貿易管理を行わなければ、自国だけでなく、世界の安全保障環境に影響を与える
- ✓ **1つの事件だけで国・企業の信用は簡単に失われる**
 - 厳格な貿易管理を行っているという信頼を得ることは、企業の投資を促進し、経済発展にも繋がる
- ✓ **制度があるだけでは不十分であり、厳格な運用が必要である**
 - 制度があっても厳格な運用が行われていなければ、制度がないのと同じである
- ✓ **国と産業界の双方の努力が必要である**
 - 国の実効的な貿易管理体制の整備が不可欠である
 - 国と産業界が協力して貿易管理を行うことが重要である
 - 産業界も自主的な取組を行うことが求められる

経済における安全保障貿易管理の重要性（1）

- 日本企業が、輸出・投資を行うかどうか判断する際、その国・地域において安全保障貿易管理が適切に行われているかどうか重要な判断要素となる。

例えば自動車産業は、エンジン部品の組み立てや、耐久性のある材料を含む多くの自動車部品産業を必要とする。これらの生産には、工作機械や炭素繊維など高品質な汎用品（dual-use items）が必要不可欠である。

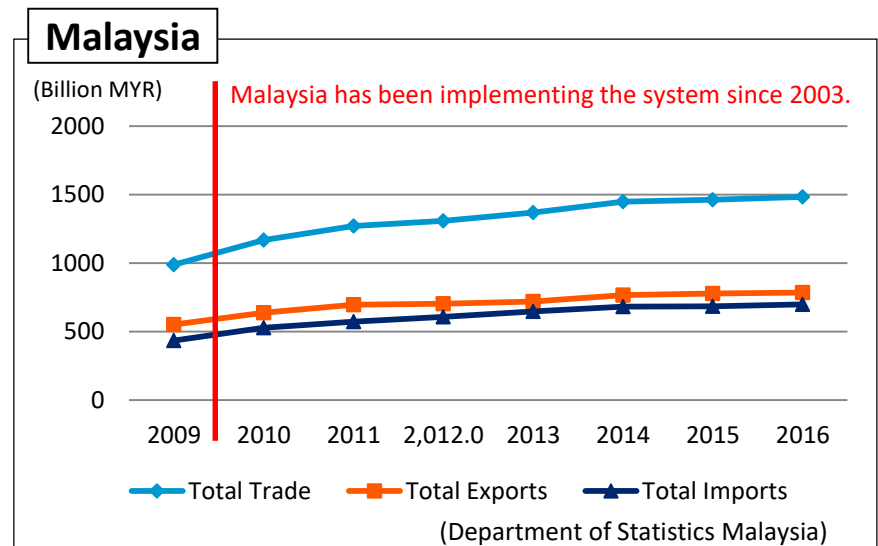
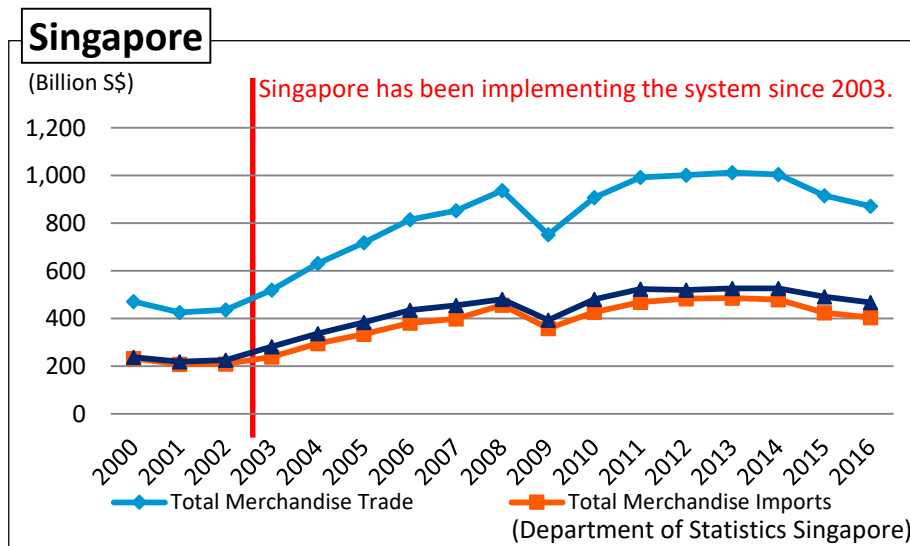
自社から輸出された製品または海外で自社が製造した製品が、適切な輸出管理が行われずに、大量破壊活動に寄与する者に渡った場合の会社における損害は非常に大きい。

汎用品は輸出先の企業によって管理されるため、グローバル企業が高品質な汎用品を輸出または投資を決定する際、その輸出または投資をする国・地域において安全保障貿易管理制度が存在するかないかが、重要な要素となる。

加えて、企業にとって技術流出は致命的であるため、安全保障貿易管理を行っていない国・地域に対する投資に慎重になる傾向がある。

経済における安全保障貿易管理の重要性（2）

- 安全保障貿易管理の導入は経済成長に寄与する可能性があり、また経済活動を妨げるものではないと考えられる。
- シンガポールやマレーシアなどでは、安全保障貿易管理を導入した後も、経済が好調である。



- ✓ 安全保障貿易管理では、大量破壊兵器（化学兵器、ミサイル技術）、通常兵器（自動小銃や軍艦）、高性能な汎用品（炭素繊維や高性能半導体）を対象としている。
- ✓ 必要最小限の管理が実施されるため、安全保障貿易管理は正当な事業活動を妨げない。

1. 安全保障貿易管理の重要性
2. 日本の安全保障貿易管理の歴史と教訓
- 3. 日本の安全保障貿易管理制度の概要**
4. 日本の投資管理制度の概要
5. 大学を通じた技術流出の懸念への対処

安全保障貿易管理の概要

- 先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器や通常兵器の開発を行っている国・地域に渡った場合、国際的な脅威となり、国際情勢が不安定化する恐れがある。
- これらを未然に防ぐため、先進国を中心とした国際輸出管理レジームによる輸出管理・技術取引管理が推進されている。また、対内直接投資の管理も必要と考えられている。
- 日本では、これらの管理を「外国為替及び外国貿易法」に基づいて実施している。

炭素繊維



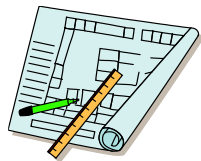
貨物輸出



許可制

国際的な平和及び安全の維持を妨げる貨物輸出を規制する

設計図



技術提供



許可制

国際的な平和及び安全の維持を妨げる技術提供を規制する

日本企業



対内直接投資



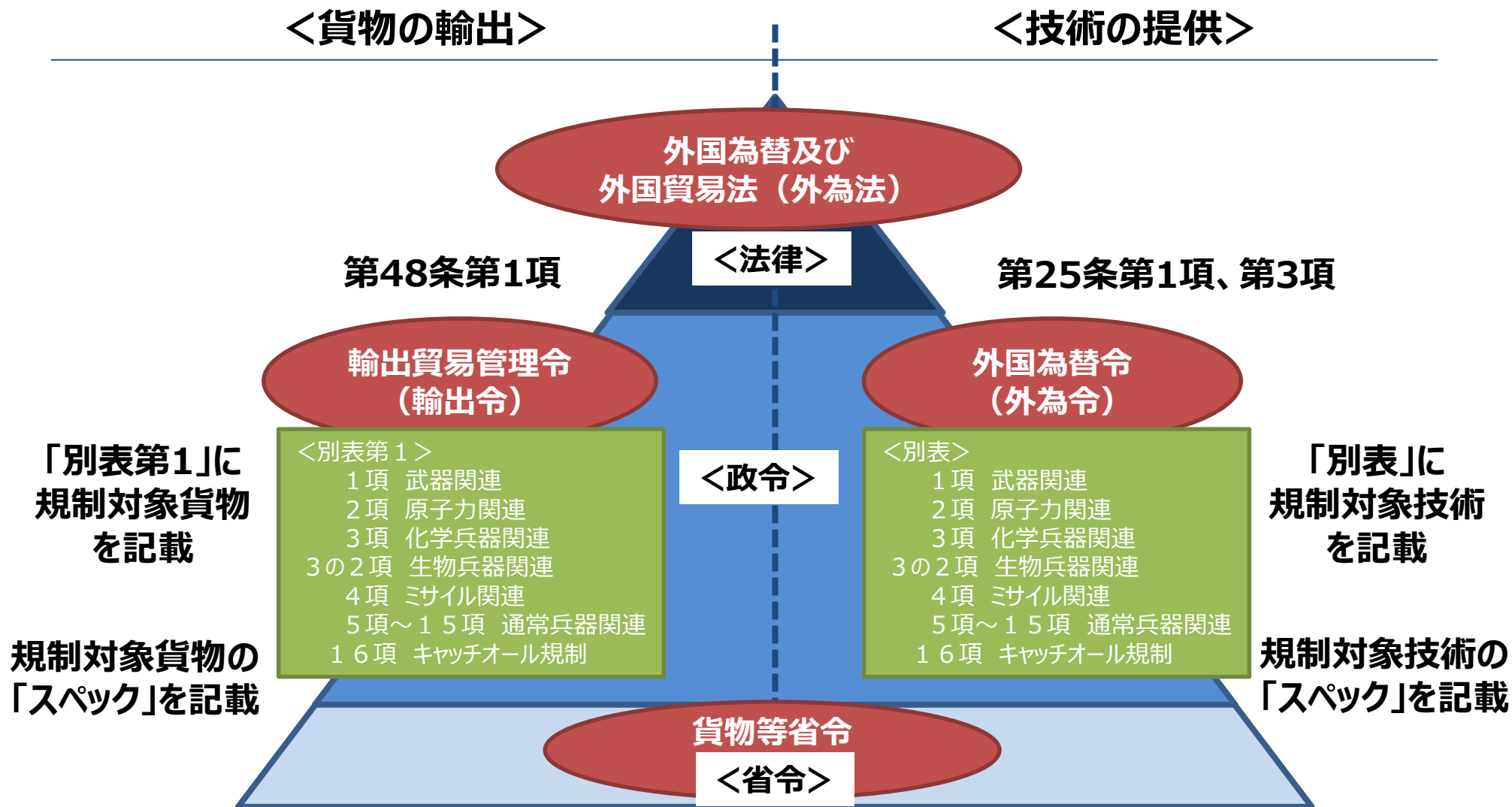
事前届出制

- ① 国の安全を損なう、
② 公の秩序の維持を妨げる、
③ 公衆の安全の保護に支障を来す対内直接投資を規制する

(変更・中止を勧告・命令できる)

安全保障貿易管理の概要

- 規制対象となる貨物の輸出や技術の提供には、経済産業大臣の許可が必要である。



日本の制度と国際輸出管理レジームの規制品目の関係

項		国際輸出管理レジーム		規制品目		
1	武器	WA (ワッセナー・アレンジメント)				
2	汎用品	大量破壊兵器関連	NSG (原子力供給国会合)	NSGパート1	原子力専用品	
3				AG (オーストラリアグループ)	NSGパート2	原子力用途以外にも使用できる汎用品
3の2			化学兵器の原料となる物質及び製造装置			
4		生物兵器の原料となる微生物、毒素及び製造装置				
4	通常兵器関連		MTCR (ミサイル関連貨物技術輸出規制)	ミサイル・ロケット及び製造装置		
5			WA (ワッセナー・アレンジメント)	カテゴリー 1	先端材料	
6				カテゴリー 2	材料加工	
7				カテゴリー 3	エレクトロニクス	
8				カテゴリー 4	コンピュータ	
9				カテゴリー 5	通信機器	
10				カテゴリー 6	センサー／レーザー	
11				カテゴリー 7	航法装置	
12				カテゴリー 8	海洋関連装置	
13				カテゴリー 9	推進装置	
14				その他	軍需品リスト	(1項に該当するものを除く)
15				汎用品	機微な品目	
16					通常兵器関連	通常兵器キャッチオール規制
		大量破壊兵器関連	大量破壊兵器キャッチオール規制			

リスト規制

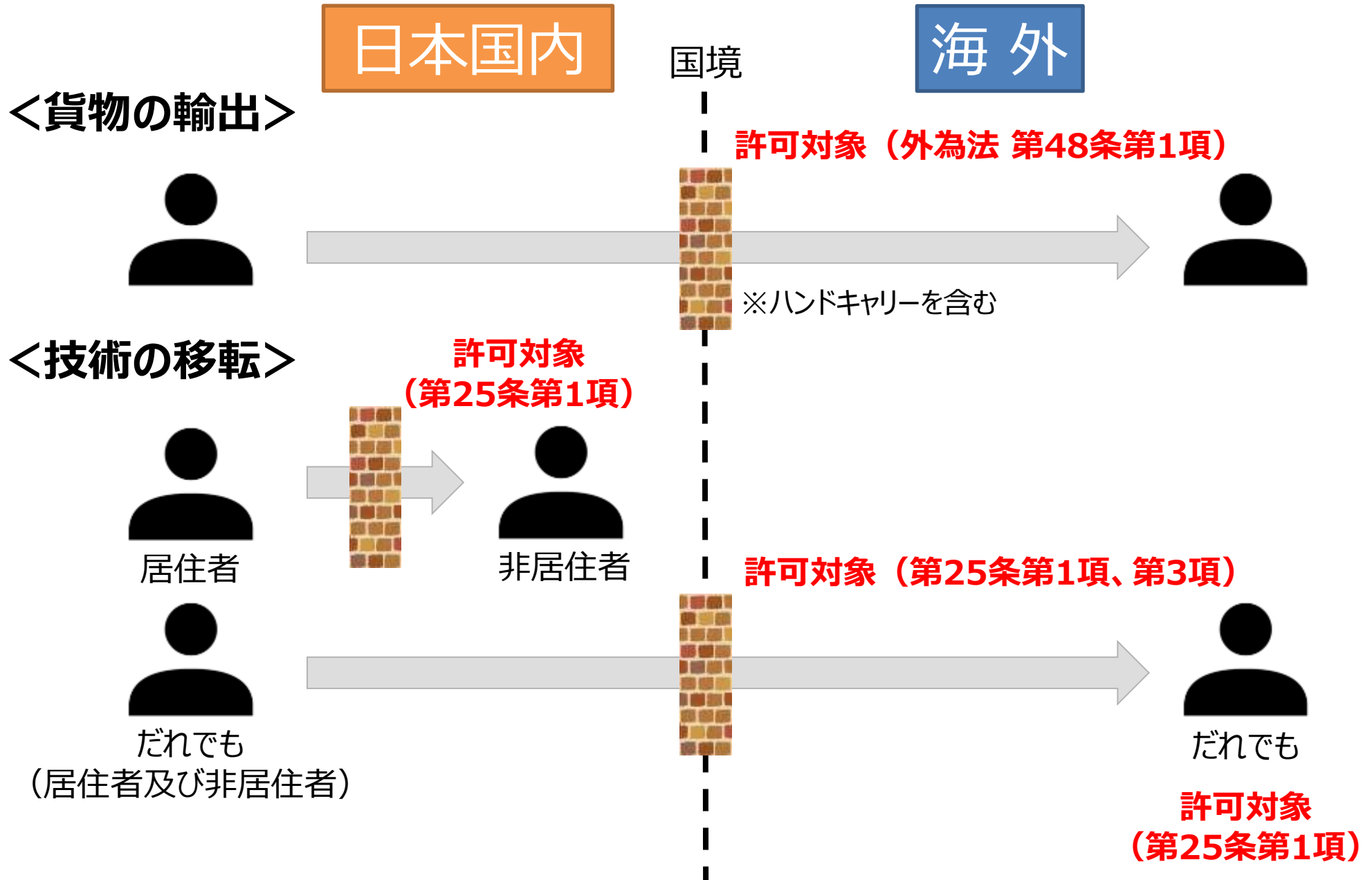
キャッチオール規制
15
通常兵器…2008年11月、
大量破壊兵器2002年4月

汎用品が懸念用途へ転用される恐れ

- 民生用途として輸出した貨物が、輸出先で懸念用途に転用されるおそれがある。

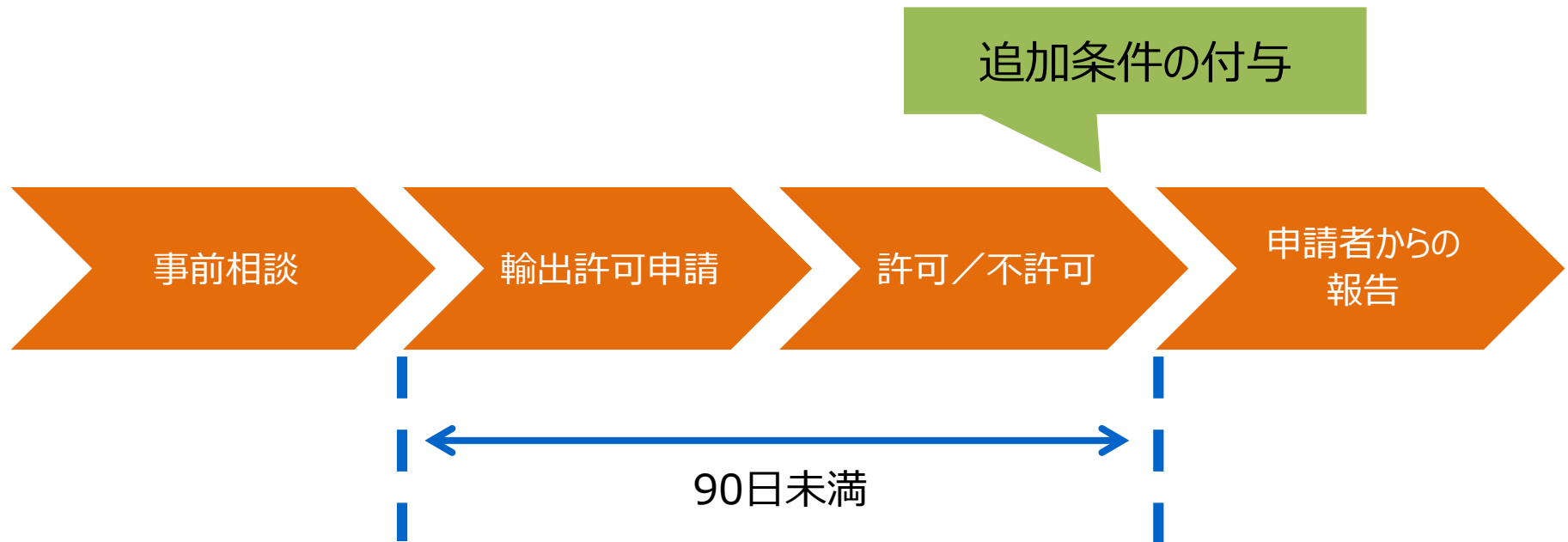
	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用 遠心分離機の製造 	自動車の製造や切削 
シアン化ナトリウム	化学兵器の原材料 	金属めっき工程 
ろ過器	細菌兵器製造のための 細菌抽出 	海水の淡水化 
炭素繊維	ミサイルの構造材料 	航空機の構造材料 

安全保障貿易管理における規制の対象行為



審査プロセス

- 輸出者は、輸出品目が法令で規制されているものか否かを判定する責任を負っている。この判定の結果、リスト規制品目であると判明した場合には、経済産業省に許可申請を行わなければならない。
- 経済産業省は、許可申請について、最終用途やエンドユーザーの適切さなどを確認し、許可または不許可を判断する。輸出許可の際、追加的な条件が課される場合がある。



貨物輸出・技術提供にかかる審査のポイント

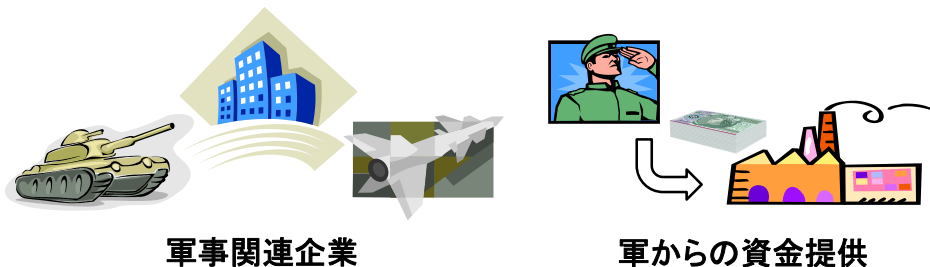
① 貨物・技術が需要者に到達することの 確実性

- 契約は需要者までつながっているか。
- 輸送経路は不自然ではないか。



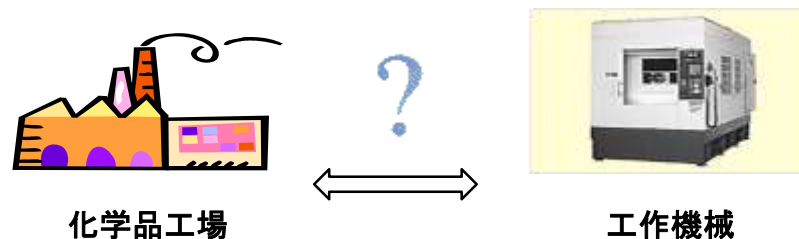
③ 貨物・技術が懸念用途に使用されないこと の確実性

- 需要者は軍事品を取り扱っていないか。
- 需要者は軍事産業と関連していないか。



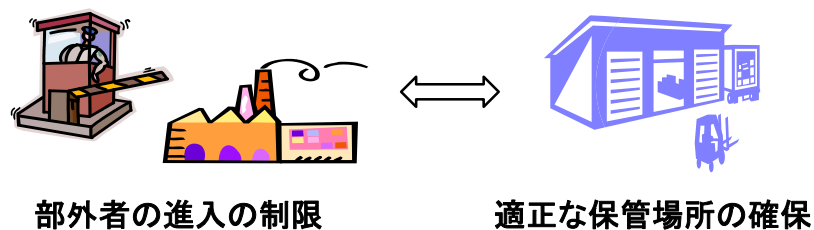
② 需要者が貨物・技術を使用することの 確実性

- 需要者の事業内容と貨物の用途は整合しているか。
- 貨物の数量は妥当か。



④ 貨物・技術が適正に管理されること の確実性

- 貨物の使用場所（工場等）は確定しているか。
- 貨物の管理方法は適切か。



輸出許可の種類

個別許可

- 取引毎の輸出許可

包括許可

- 3年の期間、複数の取引に有効である
- 輸出者の自主的な輸出管理を前提としている

一般包括許可

貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、ホワイト国向けを限定に一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可

特別一般包括許可

貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、非ホワイト国向けを含んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可
→輸出管理内部規程（ICP）の整備及び事前検査が要件

特定包括許可

継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出を包括的に許可
→輸出管理内部規程（ICP）の整備及び事前検査が要件

特定子会社包括許可

企業の海外子会社向けに対する一定の品目の輸出について、包括的に許可
→輸出管理内部規程（ICP）の整備及び事前検査が要件

輸出後の再輸出等の対応について

- 大量破壊兵器関連の国際レジーム（NSG、AG、MTCR）において、第三国における懸念用途への利用を防止するため、国内法令や慣行の範囲内との前提で、再輸出に係る運用が規定（再輸出をしない又は再輸出をする場合、輸出者から事前同意を得るべき）されている。
- 日本では、上記国際レジームの規定を踏まえ、①輸出者が、最終需要者から再輸出しない旨の最終用途誓約書の取得すること。②再輸出を行う場合には、経済産業省の事前同意を取得する旨の許可条件を付与することを実施している。
- 輸出者が上記の輸出許可条件に違反した場合は、外為法73条に基づき、100万円以下の罰金が科される。
- また、最終需要者による誓約事項に対する虚偽の声明等は、当該最終需要者に対する今後の経済産業省の審査方針に否定的な影響を与えることがある。
- さらに、世界的に安全保障輸出管理が重要視される中、違法な輸出や再輸出に関与した場合、国際的な企業イメージの悪化等によるビジネス面での損失も生じうる。

（1）最終用途誓約書の取得

輸出許可申請者は、最終需要者から次の内容が記された最終用途誓約書を取得する。

「最終需要者は貨物等を再輸出しない。やむを得ず貨物を再輸出する場合には、経済産業省から義務を課された輸出者から事前同意を得る。」

（2）許可条件の付与

輸出を許可する際には、次の条件を付与する。

「最終需要者から再輸出に係る事前同意に係る手続きを求められたときには、速やかに経済産業省に対して事前同意の手続きを進めること。」

違反に対する罰則

- 規制対象となる貨物・技術を、許可を取らずに輸出・提供した場合、法律に基づき、罰せられる場合がある。

刑事罰

最大 { 10年以下の懲役
10億円以下の罰金
ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が10億円を超える場合、当該価格の5倍以下の罰金が課される。

行政制裁

- ・ 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

経済産業省からの
違反企業に対する警告

法律以外の影響

- ・ 組織イメージの悪化
- ・ 社会的制裁
- ・ 株主代表訴訟 など

注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。
公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書（原則非公表）等対応もある。

1. 安全保障貿易管理の重要性
2. 日本の安全保障貿易管理の歴史と教訓
3. 日本の安全保障貿易管理制度の概要
- 4. 日本の投資管理制度の概要**
5. 大学を通じた技術流出の懸念への対処

欧米諸国の投資規制の強化の動き

- 欧米諸国では、懸念国からの投資に対処するため、投資規制強化の動きが活発化している。

アメリカ

2017年11月、**対内投資管理強化を目的とするFIRRMA法案**が超党派により議会へ提出された。上院、下院とも修正案を本会議で可決し、両院間で調整中。**本年夏にも成立の見込み**。

-技術優位性を維持するためのエマージングテクノロジーの保有の有無、サイバーセキュリティ懸念/技術獲得を表明している懸念国の関与の有無の審査考慮要素化など

EU

2017年7月、**EU加盟国間の投資管理に関する情報交換枠組み**を構築する**規則案**を公表した。欧州議会専門委員会とEU理事会でそれぞれ修正案が可決され、7月上旬より欧州委、欧州議会、EU理事会の調整プロセスを開始した。**2018年末までに成立予定**。

-欧州委と加盟国による連携、重要インフラ、重要技術(AI・ロボット・半導体・サイバーセキュリティ等)の有無の審査考慮要素化など

イギリス

2018年6月11日、2002年企業法を改正し投資規制を強化した。武器技術・高度デュアルユース品、サイバーセキュリティ（量子技術、汎用コンピュータ）について、審査対象を拡大した。

ドイツ

2017年7月、投資管理法を改正し強化した。中国企業による送電事業者の買収を受け、更なる規制強化の動きがある。

-事前届出業種の拡大（軍事用設計の電子機器を対象化）、事後審査対象の明確化（重要インフラ、重要インフラにかかるソフトウェア開発事業者、サイバーセキュリティ関連分野（クラウドサービス提供事業者等））

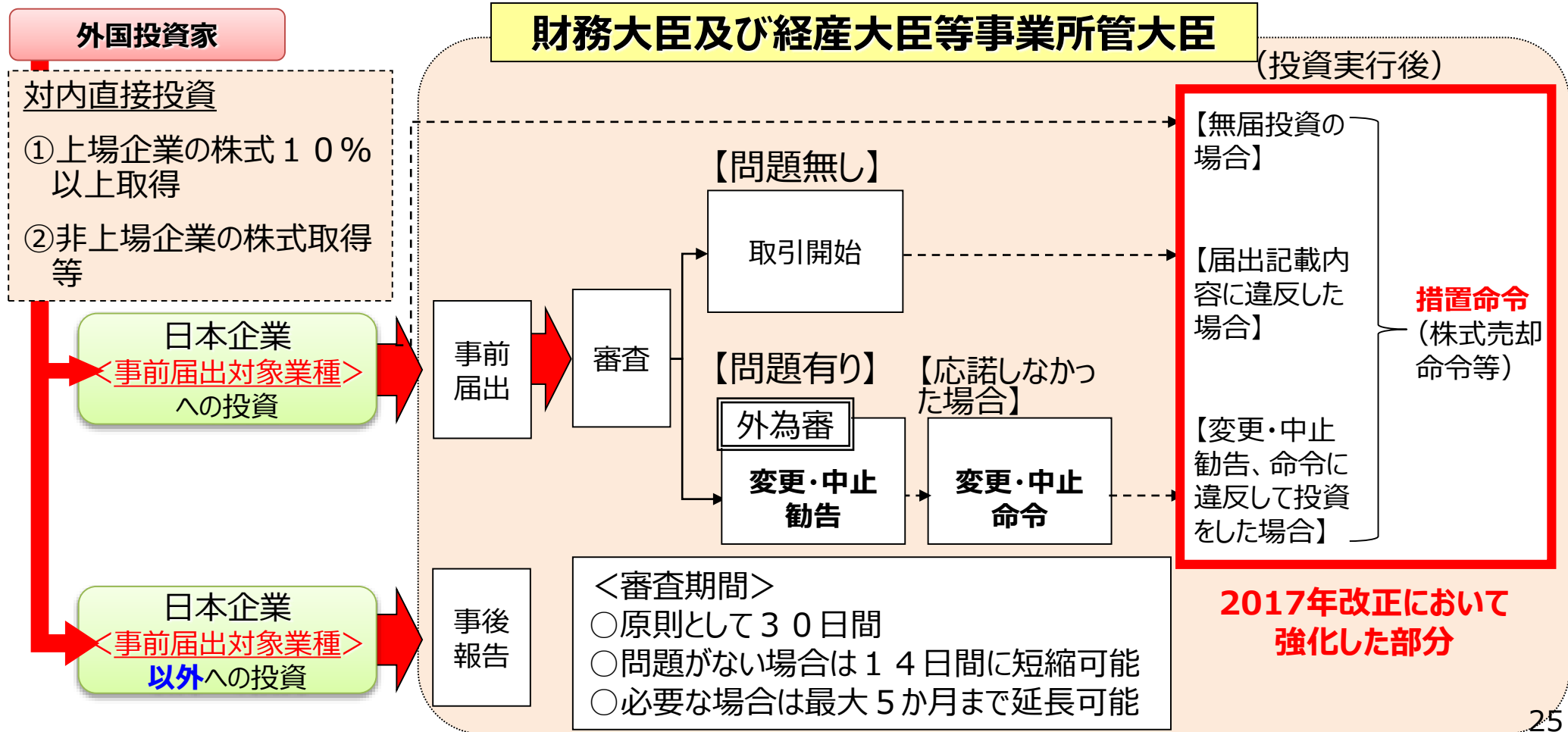
フランス

2018年6月18日、投資規制の強化を含んだ「企業の成長及び変革に関する法案（PACTE法案）を閣議決定した。9月からの議会にて審議予定。

-戦略業種（半導体、宇宙、ドローン並びに安全保障に関係するAI、サイバーセキュリティ、ロボティクス、大規模データストレージ等）を審査対象に追加した。また違反に対する制裁を強化した。

日本の対内直接投資規制の概要

- 「国の安全」や「公の秩序」などの観点から、必要な業種を対象に、外国人投資家等に事前届出を義務づけており、財務大臣及び事業所管大臣は審査の結果、投資の変更・中止の勧告・命令を行うことができる。
- 2017年の法改正では、無届けで国の安全を損なうおそれのある対内直接投資等を行った外国投資家に、株式の売却等を命令できる制度を創設した。また、事前届出の対象業種を拡大した。



投資規制の事前届出対象業種

- 「国の安全」や「公の秩序」等にかかる業種について投資管理を実施している。
 - ✓ 国の安全に重大な影響を有する産業の、生産・技術基盤の確保
 - ➔ 武器・航空機・宇宙開発・原子力関連の製造業、及び、これらの業種に係る修理業、ソフトウェア業
 - ✓ 大量破壊・通常兵器への転用の可能性が高い技術の流出防止
 - ➔ 輸出管理レジームの対象リストの汎用品の製造業、それらの設計・製造技術を保有する業種
 - ✓ 「公の秩序の維持」、「公衆の安全の保護」、「我が国経済の円滑な運営」

武器に関する貨物（①）の製造業
航空機に関する貨物（②）の製造業
宇宙開発に関する貨物（③）の製造業
原子力に関する貨物（④）の製造業
①～④の貨物の機械修理業
①～④の貨物に関するソフトウェア業
核原料物質に係る金属鋳業
武器・軍事転用可能な汎用品（輸出貿易管理令別表第一に掲げる貨物。例えば、工作機械、炭素繊維、パワー半導体など）の製造業 <u>（一部対象だったものを、すべて対象化）</u>
武器・軍事転用可能な技術（外国為替令別表に掲げる技術。例えば、炭素繊維の設計・製造の技術など）を保有する、製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、機械設計業、商品・非破壊検査業、その他の技術サービス業 <u>（2017年改正で新たに対象化）</u>

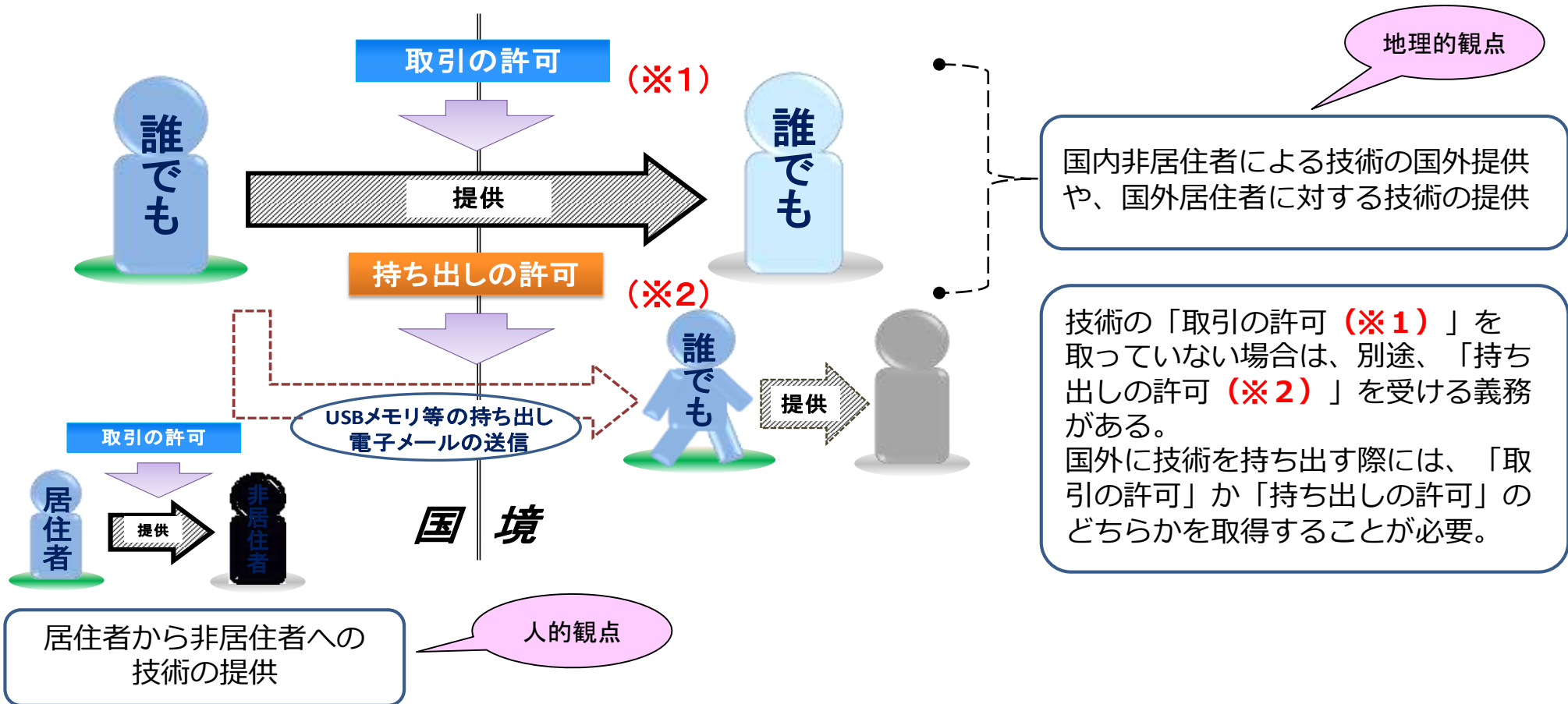
電気業
ガス業
熱供給業
水道業
通信事業
放送事業
鉄道業
旅客運送業
医薬品製造業
警備業
農林水産業
石油業
皮革・皮革製品製造業
航空運輸業
海運業

↑ 2017年改正において強化した部分

1. 安全保障貿易管理の重要性
2. 日本の安全保障貿易管理の歴史と教訓
3. 日本の安全保障貿易管理制度の概要
4. 日本の投資管理制度の概要
5. **大学を通じた技術流出の懸念への対処**

技術取引に対する規制の対象行為

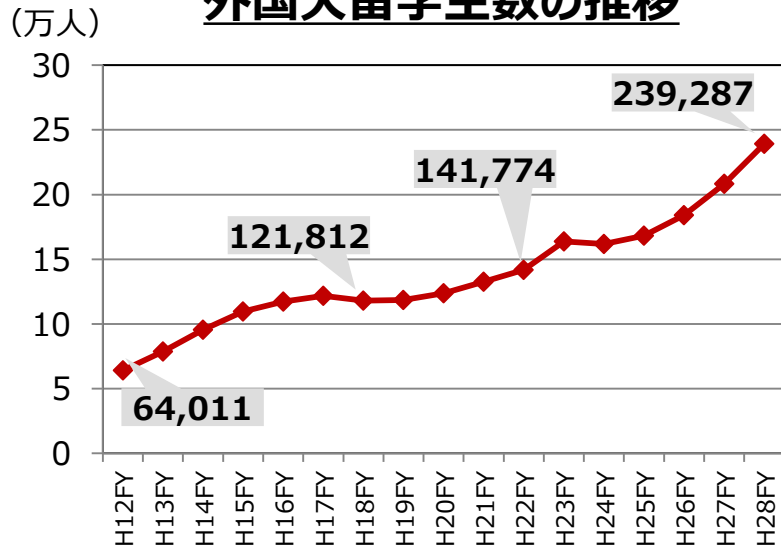
- 特定の技術を、①居住者から非居住者に提供することを目的とする取引、②外国において提供することを目的とする取引、これらの取引に関する規制を補完するため、③特定の技術を持ち出す行為、④特定の技術の電子データの外国への送信行為を行う場合に、許可が必要となる。



留学生・国際共同研究の増大

- 日本における外国人留学生数は急増している。大学間の国際共同研究のための環境整備も進んでおり、今後、留学生・研究者の相互受け入れがさらに活発化する可能性が高い。
- 日本の高度な技術を標的に、外国から日本に留学生を送り込む事案が発生している。

外国人留学生数の推移

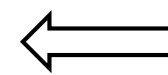


留学生を通じた技術情報の流出懸念事例

日本の大学



博士課程
進学



留學費
補助



外国政府



教授A

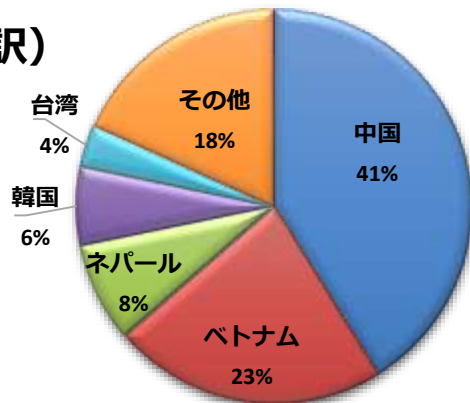
民生分野レーダー
研究の権威

外国人大学院生B

国防関係大学で軍事分野の
レーダー技術を学び、卒業した

帰国後、自国の大学でレーダー技術の研究を行った。
これにより、技術が流出した可能性がある。

(2016年内訳)



大学等における取組強化の概要

- 2017年10月、大学向けガイダンスを抜本的に見直しを公表した。
- 文部科学省と連携し、複層的なアプローチをすることによって、大学において安全保障貿易管理に関する法令が順守され内部管理が強化されることを目指す。

大学向けガイダンスの公表・送付

- 経済産業省の公式ホームページで公表した（2017年10月）。英語版も公開した。
- 文部科学省を通じ、全関係大学※の学長宛に、ガイダンスを送付した。
※国立大学、理工医歯薬系学科を持つ公立・私立大学（全264大学）

E-Learningコンテンツの作成・公表

- 経済産業省の公式ホームページで公表した（2018年5月）。英語版教材も作成した。

地域ネットワークの形成

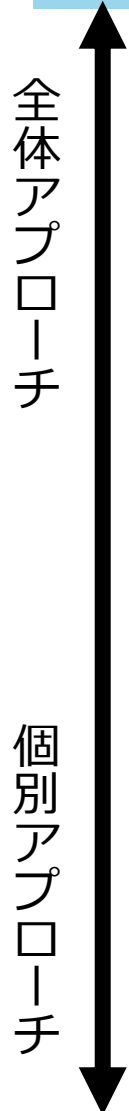
- 毎年、大学向け説明会を開催している。2017FYから、地域ブロック別、実務担当者向けのガイダンス説明会を開催した。
- これを機に、行政と大学、大学同士の情報交換を可能とする地域ネットワークを形成した。

専門家派遣事業

- 大学の安全保障貿易管理の専門家を派遣し、ガイダンスの実践をサポートしている。
※大学の安全保障貿易管理の経験のある専門家20名を「アドバイザー」に任命した。大学側は無償（国が負担）

個別大学訪問

- 大学内のトップダウンでの取組を促すため、経済産業省の担当課長らが学長や理事長などを直接訪問し、説明を行う。
※これまでに約70大学等を訪問



大学向け安全保障貿易管理ガイドンスの強化

- 大学・研究機関において安全保障貿易管理を確実に実施してもらうため、2008年にガイドンスを策定した。（その後、2010年に改訂された。）
- 外為法改正の法案審議の過程でも、高い技術力を誇る我が国の大学等の研究が懸念活動に利用されないよう、更なる管理体制の強化が求められた。
- 大学等の特有の性質、課題を踏まえ、より実態に即した管理方法等を示すべく、2017年10月に改訂し、内容を抜本的に拡充した。

主な改訂のポイント

1. 厳格管理と負担軽減の両立（濃淡管理）

- 大学等には多くの研究者が所属し、研究分野も多岐に渡るため、研究者と管理部門との協力により、効率的な濃淡管理（重点化と簡素化）を実現する具体的な手法を提示した。

ポイント：「研究者レベルの簡素な事前チェック」と「管理部門の慎重な審査」を組み合わせた審査方法

ポイント：慎重審査が必要となる研究分野（55分野）

2. 研究者が実際に直面する活動ケースに併せた管理手法の具体的提示

- 大学等は、企業とは使命も活動も異なるため、大学の実際の活動例に即した具体的な管理手法を提示した。

ポイント：留学生等の受入、海外出張、国際共同研究、海外からの研究者訪問などに分けた具体的手続

3. 具体的な組織体制の提示

- 既に適切な管理を実践している大学等の実例をもとに、組織規模に応じた具体的な管理体制を提示した。

ポイント：学長等のトップダウン体制と、規模に応じた管理部門の設置（研究者とコミュニケーションが可能となるよう必要に応じて各学部に管理部門を設置する等）

4. 内部管理規程、各種審査票、誓約書などの雛形の提示

- 上記のような取組を行うのに必要な文書について、現場が直ちに利用できる雛形を提示した。

改めて・・・

【安全保障貿易管理の重要性】

- ✓ **国際社会の安全保障を確保するため、安全保障貿易管理は重要である**
 - 厳格な貿易管理を行わなければ、自国だけでなく、世界の安全保障環境に影響を与える

- ✓ **1つの事件だけで国・企業の信用は簡単に失われる**
 - 厳格な貿易管理を行っているという信頼を得ることは、企業の投資を促進し、経済発展にも繋がる

- ✓ **制度があるだけでは不十分であり、厳格な運用が必要である**
 - 制度があっても厳格な運用が行われていなければ、制度がないのと同じである

- ✓ **国と産業界の双方の努力が必要である**
 - 国の実効的な貿易管理体制の整備が不可欠である
 - 国と産業界が協力して貿易管理を行うことが重要である
 - 産業界も自主的な取組を行うことが求められる